

京都市児童福祉センター条例等の一部を改正する条例（平成27年3月27日京都市条例第67号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市児童福祉センターにおいて平成27年4月から新たに児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業及び同条第6項に規定する障害児相談支援事業を行うこととしました。

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市条例第67号

京都市児童福祉センター条例等の一部を改正する条例

(京都市児童福祉センター条例の一部改正)

第1条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第13項中「次条第1号、第3号及び第8号」を「次条第1号から第3号まで、第5号及び第10号」に改める。

第2条中第8号を第10号とし、第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同条第1号中「に関する」を「を行う」に、「第3号」を「第5号」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援を行う事業

(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業

第3条第2項第1号中「前条第1号、第3号及び第8号」を「前条第1号から第3号まで、第5号及び第10号」に改める。

第5条第1項及び第2項中「第2条第1号、第3号及び第4号」を「第2条第1号から第3号まで、第5号及び第6号」に改める。

第7条第1項中「第2条第1号及び第3号」を「第2条第1号から第3号まで及び第5号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第2条第6号」を「第2条第8号」に改め、同条第4項中「第2条第7号」を「第2条第9号」に改める。

別表第2第2条第3号に掲げる事業の項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改め、同表第2条第4号に掲げる事業の項中「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。

(京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第1条第13項の改正規定中「第8号」を「第10号」に、「第7号」を「第9号」に改める。

第2条の改正規定中「第4号」を「第6号」に、「第5号」を「第7号」に、「第6号」

を「第8号」に、「第8号」を「第10号」に改める。

第3条第2項第1号の改正規定中「第8号」を「第10号」に、「第7号」を「第9号」に改める。

第5条第1項の改正規定中「, 第3号及び第4号」を「, 第5号及び第6号」に、「及び第3号」を「及び第5号」に改め、同条第2項の改正規定中「, 第3号及び第4号」を「, 第5号及び第6号」に、「及び第3号」を「及び第5号」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分の改正規定中「第2条第6号」を「第2条第8号」に、「第2条第5号」を「第2条第7号」に改め、同条第4項の改正規定中「第2条第7号」を「第2条第9号」に、「第2条第6号」を「第2条第8号」に改める。

別表第2の改正規定中「第2条第3号」を「第2条第5号」に、「第2条第4号」を「第2条第6号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)